

市長の給与の特例に関する条例案及び副市長の給与の特例に関する条例案に対する付帯決議（案）

市長及び副市長の給与については、地方自治法第204条第3項で、条例でこれを定めなければならないと規定されている。また、同法第96条第1項第1号で、条例の制定・改廃については、議会の議決事項であるとされている。

これは、市長等の給与の在り方については、住民の代表である議会において、十分に審議され決定されるべきであることを意味している。

本市においては、北九州市特別職議員報酬等審議会条例第2条の規定によって、市長等の給料の額についての条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ、同審議会の意見を聴くものとしてされている。

にもかかわらず、本議会において、市長の給与の特例に関する条例案及び副市長の給与の特例に関する条例案については、いずれも、同審議会への諮問を経ずに議会へ提出された。

同審議会を置くことは地方自治法上の制度ではなく、また、過去に同審議会への諮問を経ずに議決された条例案も存在することは事実である。

一方で、同条例上の文言からは、本議案のように、市長の判断で給料の額を減じようとする場合においても、同審議会への諮問が必要だと理解することができる。

このように、議会において、市長等の給与を審議するに当たって、関係する条例の一部ないしはその解釈が不明確であることは、極めて不適當である。

よって、今後、同審議会へ諮問すべき場合とそうでない場合が明確になるよう、条例の改正を検討することを強く求める。

以上、市長の給与の特例に関する条例案及び副市長の給与の特例に関する条例案に対する付帯決議とする。

令和 年 月 日

北九州市議会